

川崎市上下水道局サービス推進部営業課業務委託総合評価一般競争入札
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局サービス推進部営業課において発注する業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が上下水道局（以下「局」という。）にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により委託の契約を締結するため、その実施について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象業務委託)

第2条 総合評価一般競争入札により契約の締結をする業務委託（以下「対象業務委託」という。）は、入札参加者の履行能力及び信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるものとする。

(川崎市上下水道局業務委託総合評価審査員の設置等)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価一般競争入札における申込みのうち、価格その他の条件が局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について定めるときは、あらかじめ、川崎市上下水道局業務委託総合評価審査員（以下「審査員」という。）への意見聴取を行うものとする。

2 前項に規定する意見聴取において、落札者決定基準により落札者を決定しようとする場合において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときには、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、審査員か

ら意見聴取を行うものとする。

3 審査員は2人以上とし、学識経験を有する者のうちから管理者が選任するものとする。

4 審査員の任期は、対象業務委託の契約が締結されるまでの間とする。

(総合評価一般競争入札の実施)

第4条 管理者は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、川崎市上下水道局業務委託総合評価審査委員会設置要綱（平成30年12月13日30川上経管第1647号。以下「設置要綱」という。）第1条に規定する川崎市上下水道局業務委託総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）に対し、設置要綱第2条第1号及び第2号に規定する事項について諮問し、これを決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 管理者は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者に対し、公告により、次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- (2) 総合評価に必要な技術提案等の資料の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義の照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- (7) その他必要と認めること。

(評価項目算定資料の提出)

第6条 管理者は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加者から技術提案書その他の必要と認める資料（以下「評価項目算定資料」とい

う。)の提出を求めるものとする。

2 管理者は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者から入札書と同時に評価項目算定資料の提出を求めるものとする。

3 管理者は、評価項目算定資料の提出を受けた後は、当該資料を提出した入札参加者からの内容変更の申し出を認めないものとする。

4 管理者は、入札参加者から提出された評価項目算定資料につき、必要に応じてヒアリングを実施することができる。

(技術評価の点数の決定)

第7条 管理者は、総合評価一般競争入札に係る技術評価を行うときは、営業課及び関係する課(これに相当する組織を含む。)による評価の後、委員会の審議を経て、技術評価の点数を決定する。

(落札者の決定)

第8条 総合評価一般競争入札の落札者の決定方法については、管理者が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する意見聴取を行い、落札者の決定について審査員から異議が出た場合には、委員会の審議を経て、落札者を決定するものとする。

3 管理者は、落札者を決定したときは、当該落札者その他の入札参加者に対し、その決定について通知するものとする。

(評価結果の公表等)

第9条 管理者は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、川崎市ホームページ等を利用して公表するものとする。

2 入札参加者は、前項に規定する公表があった日から起算して2日以内に、自らの技術評価について、管理者に疑義の照会をすることができるものとする。

る。

3 管理者は、前項に規定する照会を受けたときは、当該照会をした者に回答するものとする。

(悪質な行為があったときの対応)

第10条 管理者は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、市長に対し、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）の規定に基づく指名停止を求める等適切な措置を講じるものとする。

(落札者の履行方法等)

第11条 技術提案に基づき入札を行い落札した受託者に対しては、当該技術提案に基づいて履行させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 管理者は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。